

議案第77号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和2年6月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

非紹介患者初診加算料	1件につき 1,570円以内において管理者が定める額	を
非紹介患者初診加算料	1件につき 5,000円以内において管理者が定める額	に改め、
再診加算料	1件につき 2,500円以内において管理者が定める額	

同表に注として次のように加える。

注1 非紹介患者初診加算料は、県立大島病院における初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けるものを除く。）について徴収する。

2 再診加算料は、県立大島病院における再診（他の病院（病床数が200未満であるものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けるものを除く。）について徴収する。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（提案理由）

県立病院の非紹介患者初診加算料の額を改定し、及び再診加算料の額を定める等のため、所要の改正をしようとするものである。